

平成28年度第2回

地域密着型サービスに関する専門委員会会議録

と き 平成29年3月24日（金）

ところ 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

平成28年度第2回地域密着型サービスに関する専門委員会

日 時 平成29年3月24日（金）

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席者 <委員>

平野 武	新井 信基	宮地 尚子
内藤 富美子	山極 愛郎	玉川 弘美
亘理 千鶴子	酒井 利高	

<保険者>

介護福祉課長	高橋 正恵
介護保険係長	宮奈 勝昭
介護保険係主任	薄根 健史
介護保険係主任	幕田 銀河

欠席者 <委員>

伊藤 祐彦 大西 義雄

傍聴者 0名

議 題

- (1) 総合事業に係る事業所の指定について（報告）
- (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について（報告）
- (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について（報告、審議）

開 会 午後 3 時 20 分

(介護保険係長) 事務局より 1 点、連絡させていただきます。会議録の作成の関係でございます。ICレコーダーの録音方式になっておりますので、ご面倒をおかけしますが、ご自身のお名前をおっしゃってから発言していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(酒井委員長) これは先ほどの全体会と同じことですので、よろしくご確認をください。

それでは、ただいまから始めたいと思いますけれど、まず資料を、手元に結構な量がありますので、これの確認をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

本日の資料につきましては、次第に記載させていただきましたとおり、事前に郵送させていただきました資料 1 から資料 3 の 3 点でございます。お手元に不足がございましたら事務局までお申しつけください。

確認は以上でございます。

(酒井委員長) 資料はよろしいですか。

それでは、次、先ほどとよく似ているんですが、地域密着型の会議の前回の議事録についても皆さん、目を通していただいていることと思いますけど、よろしいでしょうか、訂正等はありませんか。

じゃあ、訂正なしということで確定をさせていただくということにしたいと思います。

それでは、議題に入っていきますが、今日は基本的には総合事業に切りかわって、その関連の事業者の資料ですね。

先ほど総合事業につきましては、全体会でも少しお話がありましたけど、また総合事業の中身について質問等があれば、途中でも結構ですからご質問をいただきたいと思います。

それでは、議題 1 について事務局から説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

それでは、総合事業に係る指定事業所の指定についてご報告させていただきます。資料 1-1 をごらんください。資料 1-1 は総合事業の訪問型サービス、資料 1-2 は通所型サービスを実施する事業所の一覧になります。小

金井市におきましては、昨年10月に総合事業を開始いたしました。小金井市の総合事業は、平成28年10月以降に認定更新を迎えた方、あるいは新規で認定申請を行った方で要支援1または要支援2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストでサービスが必要と認められた方が利用できます。

各資料の1番右側の表頭部分にございます現行相当とは、従来の介護予防の訪問介護や通所介護の基準でのサービスで、平成27年3月31日以前に東京都の訪問介護や通所介護の指定を受けている事業者は、平成30年3月31日まで総合事業の現行相当サービスの指定をみなしとして受けることとなります。現行相当欄の隣にあります市基準とは、従来の訪問介護、通所介護の基準よりも緩和した基準のサービスでございまして、市基準サービスを実施する場合は市が指定することとなっております。

平成29年3月1日現在の最新の指定状況につきましては、資料のとおり訪問型サービスの現行相当サービスの指定は25件で、市基準型サービスの指定は20件でございました。一方、通所型サービスの現行相当サービスの指定は26件、市基準型サービスの指定は8件となっております。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) 今の説明で、去年の10月からですか、この間、何回か議論をやってきました。基本的には要支援1と要支援2の方のサービスの提供について、総合事業という形で訪問型、ヘルパーさんの派遣と、通常言うデイサービスの通所について、それが切りかわったということです。その事業をやってくれる事業者のリストがここにあるということと、あと、従来からその事業をやっている事業者さんにつきましては来年3月まで、平成29年度いっぱいはいなしの指定を受けたものとするということです。そのことと、あとあわせて市の緩和された基準で、その緩和された基準って、僕はよくわかってないんですが、これは質問なんです、今さっきおっしゃっていた中で要支援1、2、それプラス基本チェックリストで必要と認めるとなった方、そういう方もという意味での市基準ですか、そこだけ先にまずお願いします。

(事務局) 事務局よりお答えいたします。

今のご質問ですが、市基準というような基準と、先ほどご説明させていただいた現行相当というサービスにおいても、総合事業という枠組みの中で提供されるサービスとして、要支援1の方、要支援2の方はもちろん、現行相

当の基準になっても市基準の基準になってもお使いいただけますし、基本チェックリストを経て総合事業のサービスの提供に至る方の中にも現行相当サービスで使う方もいれば、市基準サービスを使う方もいるという整理になります。

以上です。

(酒井委員長)そこはあまり意識しなくてもいいということですか。違いがないということですか。

(事務局)はい、そうです。認定を受けて総合事業を使うか、基本チェックリストで認められて使うかというところで大きな差はありませんので。

(酒井委員長)ないんですね、わかりました。

ここはちょっと数が多いので包括的に見てご質問があればと思っておりますが、いかがでしょうか。山極委員。

(山極委員)山極です。

先ほど、平成30年3月31日までみなし指定は続くということで伺っているんですけど、私以外のほかの委員の方々にもわかる意味でご説明いただければと思うんですが、みなし指定以降の、3月31日以降の取り扱いというのはどうなっていますか。

(事務局)事務局よりお答えさせていただきます。

平成30年3月末以降について、今こちらで想定されている取り扱いについては、みなし指定が一律全ての事業者様で切れてしまうような形になりますので、考えているのは指定の申請を一定出していただいて、引き続き現行相当のサービスを総合事業のほうで提供していただける事業者様については手続をとっていただくことを予定しております。

(山極委員)指定申請のし直しということですね。

(事務局)さようございます。

(酒井委員長)わかりました。

あと聞いておきたいのは、このみなしにうちは手を挙げないぞと、そこから距離を置いた事業者さんとかは相当数いらっしゃるんですか。

(事務局)事務局よりお答えさせていただきます。

みなしの指定というのは、一応平成27年4月1日から全国的に総合事業というものを開始する自治体さんが出てきたんですけども、それ以前に自分

の事業所はみなしを適用したくありませんというのを市町村に届け出てくださった事業所においては、みなしがきいていない事業者さんというのも全国的に見るとあるようなんですが、小金井市内の事業者さんにおいてはそういった事業者さんはございません。

(酒井委員長) じゃあ、全員がそれをする。

(事務局) 皆様、みなしの指定をとっていらっしゃるということで、ちなみに平成27年4月1日以降に開設された事業者さんはそもそもみなしがきかない事業者さんになってしまいますので、総合事業が小金井市であれば10月1日から開始したんですけれども、それ以降にしっかり現行相当のサービスの指定を既に受けてくださっている事業者さんもいらっしゃいまして、この資料1-1、1-2をそれぞれ見ていただくと、1-1のほうで言えば20番のみずたま介護ステーション小金井というところで現行相当の欄を見ていただくと、丸にはなっているんですけども括弧つきで平成28年10月1日と書かせていただいております、この事業者様においてはみなしの規定のきかない、最近立ち上がったというか、法人変更等があって立ち上がった事業者さんですので、小金井市のほうでちゃんとみなしの規定がきかないところを指定させていただいた事業者さんだったりしますので、そういった事業者さんもこの表の中に含まれております。

以上でございます。

(酒井委員長) 18番のところ为空欄になっていますが、これは何か意味があるんですか。

(事務局) 18番の事業者様については、みなしの指定もきいていない状況で現行相当のサービスも今指定をとっておられないのと、市基準のほうも指定をとっていませんので、総合事業のサービス提供自体をやっていない事業者さんになります。

(酒井委員長) 拒否はしていないけどやっていないという感じなんですね。

(事務局) そうですね、詳しく話を伺ったところだと、やはり要介護の方の対応のほうに今注力して訪問介護の事業サービス展開をやっている事業者さんということで聞いております。

以上でございます。

(酒井委員長) わかりました。

皆さんのほうから何かご質問等があれば。

全体としては他の自治体に比べれば小金井市さんは、総合事業を受けてくれる事業者さんは、ほとんどがそちらのほうにちゃんと移行してくれたということですね。よろしいですか。じゃあ、資料1に基づくことについては確認したということにしたいと思います。

じゃあ、次は市外地域密着型サービスの事業所の指定についてやりたいと思います。

じゃあ、事務局、お願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

それでは、小金井市外の地域密着型サービス事業所について、新規に指定を行いましたのでご報告申し上げます。資料2をごらんください。

記載している事業所につきましては、全て地域密着型通所介護事業所でございます。これまでの運営協議会においても何度かご説明させていただいているところでございますが、昨年4月から定員18人以下の通所介護につきましては、地域密着型通所介護として従来の居宅サービスから地域密着型サービスへ移行することとなりまして、指定権限が東京都から市に移管されているところでございます。

小金井市民が他の市の事業所を利用する場合にも小金井市の指定が必要となるところでございます。平成28年4月以降に小金井市民が他市の地域密着型通所介護事業所の利用を開始する場合には、みなし指定が適用されずに新たに小金井市の指定を受ける必要がございます。資料2の表紙に記載しております他市の地域密着型通所介護事業所は、平成28年4月以降に新たに小金井市民を受け入れることとなったため指定を行ったものでございます。

今回ご報告させていただきます資料2に記載している事業所は全て小金井市に隣接している市の事業所になりますので、既に事前同意に関する協定書を締結しておりまして、指定に係る事前同意は省略しております。内訳につきましては、国分寺市の事業所が3件、三鷹市が2件、武蔵野市が1件、西東京市が1件、合計7件になります。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) 小金井市に隣接している全部で7つの事業所ですけども、一応これはそれぞれの自治体、介護保険の事務局のほうでそれぞれ自治体でも

う指定はされているということでよろしいですね。その意味では追認という
か、後づけにはなりますけれども、それぞれの事業所さんについて何かご質
問があればと思いますけども。

事務局のほうから見て、この事業所はちょっととかそういうところはない
ですよ。

(事務局) ご説明申し上げます。指定申告するに当たっては申請書等を出さ
せておりまして、人員基準を満たしているかとかその辺のチェックはしてお
ります。あと電話で実際に他市の担当者に聞いて、何か問題ないかとか、虐
待が行われていないかとかそういったことも一応チェックは担当課ではして
おります。

以上でございます。

(酒井委員長) という事務局からの説明ですけども、よろしいですか。

それでは、市外地域密着型サービス事業所の指定についてはこれで了承し
ておきたいと思います。

それでは、次に3つ目に行きます。市内地域密着型サービス事業所の指定
についてということです。この中には先ほど全体会でも資料説明があった事
業者さんもありますけれども、やっていきたいと思います。

それでは、事務局からよろしくお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定についてご説明いたしま
す。資料3をごらんください。

まず、指定更新についてでございます。市内の地域密着型サービスについ
て、2つの事業所の指定更新を行いましたのでご報告させていただきます。
最初に、デイサービス4ひきのねこの指定更新につきましてご説明いたしま
す。ページは1ページから6ページになります。介護保険法第70条の2及び
介護保険法第78条の12の規定によりまして、地域密着型サービス事業所の指
定更新につきましては、6年ごとに実施する必要がございます。前回東京都
が行った指定の開始から、平成29年1月31日をもちまして6年を満了したた
め、事業所の指定更新を行ったところでございます。

サービス種別につきましては地域密着型通所介護になります。運営法人に
つきますは株式会社ニライカナイになります。所在地は小金井市前原町5

丁目20番17号で、位置としましては閑静な住宅街の中にございます。定員につきましては10人で、居宅介護支援事業所を併設しております。

市では、更新手続に先立ちまして1月にこちらの事業所について実地指導を実施させていただきました。こちらの事業所につきましては民家を改築した構造となっております、非常に家庭的な雰囲気の中でサービスが行われておりました。実地調査の結果につきましては、書類不備等の一部軽微な指摘事項は認められましたが、大きな問題は散見されませんでした。

続きまして、デイケアゆずの指定更新につきましてご説明いたします。ページは7ページから12ページになります。こちらの事業所につきましても、平成29年1月31日をもちまして前回の指定更新から6年を経過したため、事業所の指定更新を行ったものでございます。

サービス種別につきましては地域密着型通所介護になります。運営法人は株式会社デイケアゆずでございます。事業所の所在地は小金井市貫井南町1丁目5番1号で、定員は10人でございます。

更新手続に先立ちまして、2月にこちらの事業所につきまして実地指導を行いました。その結果として、衛生管理に関するマニュアル等の不備、一部軽微な指摘事項は認められましたが、大きな問題は散見されませんでした。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) 6年を経過しての更新ということで、この2件につきましてはよろしいでしょうか。実地調査の結果については、事務局から特に問題がないという報告がありました。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この指定更新につきましては了承していきたいと思えます。

じゃあ、続きまして新規です。新規の4件についてやってみたく思えます。

まず、事務局からお願いいたします。

(介護保険係長) 続きまして、市内の地域密着型サービスの新規指定につきましてご説明いたします。まずさくらサポート 緑町についてご説明いたします。

こちらの事業所につきましては、前回の平成28年10月31日に開催いたしました本委員会において、市内通所介護事業所デイサービスりんごの歌 緑町の指定についてご了承いただいているところでございます。こちらの指定に

つきましては、株式会社アユートから株式会社ウェルリソースへ運営法人変更による新規指定となりました。その後、平成28年11月29日に当該運営法人より事業者変更の旨の通知が届いたところでございます。本来でありましたら市内事業所の運営法人変更に伴う新規指定については、事前に委員の皆様にお諮りしてご協議いただくこととしておりますけれども、事業者の変更が平成29年1月1日からということございまして、市における受理に係る事前審査等の処理に一定期間を要するため、本委員会を開催する時間がございませんでした。運営法人変更による新規指定の手続が進まない場合には、特に現在利用されている方が施設の利用ができなくなってしまうなど利用者には大変大きな影響を生じてしまうため、委員長と調整させていただきまして、その結果、平成29年1月1日付で指定を行いまして、その後に開催します本日の委員会において、事後報告という形でございますが報告させていただく形となりました。

運営事業者の変更の理由につきましては、前の運営法人における人員の確保が困難であること、それから資金面の調達が困難であること、というところでございます。

指定に関する書類につきましては13ページから19ページになります。新たな運営法人の名称につきましては有限会社人智開発研究所になります。法人は杉並区に所在しておりまして、小金井市のほか中野区や西東京市でもデイサービスを運営しているところでございます。今回法人変更が相次いでしまったことから、事業者に対しましては、利用者の処遇に影響が出ないように十分に配慮するようにこちら側から伝えさせていただいております。なお、法人変更のみのため、事業所の所在地等の変更はございません。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) そうしますと、運営法人はかわったけれども、事業の継続性については、例えばスタッフも含めてそこは前から継続させているということですか。

(事務局) はい。そうです。

(酒井委員長) ということだそうです。その意味では利用者さんから見ると大きな変化がないと。

(宮地委員) すみません、宮地ですけど。

(酒井委員長) どうぞ。

(宮地委員) 利用者からするとすごく不安かなとは思いますが。ほんとうに大丈夫なんでしょうかというのは率直な気持ちなんです。しかも手続がやりにくい1月1日付でというようなこともありますし、そのところは今後もきちんと市のほうで監督していただきたいというのは思います。

(酒井委員長) 前事業者が手放していくのが、今おっしゃったように人の体制の確保が困難ということと、資金的にあまり余裕がないよと。そういう事業所を引き継いだときって、この人智開発研究所が資金力として余力を持っていたり、ほかに事業所を展開されているということだから、そういうことを含めてうまく連携して、余力を持った運営ができれば問題は解消していくかもしれませんが、そうじゃないとやはり同じ問題を引きずりながら、それがひいてはサービス低下とかにつながったりとか、そのところは十分注意していただいて、チェックしながらお願いしたいと思います。

ちなみに利用者さんは結構いらっしゃるんですか、定員に対して。

(事務局) 利用者は一定埋まっていると聞いてございます。

(酒井委員長) そうですか。じゃあ、そういうことで、一定よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、続きましてデイサロン ラルゴ、21ページになります。

(介護保険係長) 介護保険係長でございます。

続きまして、デイサロン ラルゴについてご説明いたします。資料は21ページから30ページになります。こちらの事業所につきましては、地域密着型通所介護事業所の新規開設となりまして、開設日は来月の4月1日となっております。運営法人につきましては医療法人社団功優会でございます。こちらは東町にあります田中整形外科でございます。法人の理事長にお話を聞いた限りですけれども、今後求められてくる地域包括ケアシステムの推進に向けて医療と介護の連携の必要性が高まる中、医療に従事している者として介護事業へも参入して、地域包括ケアシステムの推進の一助になりたいという思いから介護サービス事業に参入したということでございました。

事業所の概要につきましては22ページに記載してございます。所在地は小金井市関野町1丁目6番4号で、小金井市総合体育館の南側になりまして、五日市街道沿いになります。定員につきましては18人でございます。

23ページには事業所の図面を添付しております。運営基準上、デイサービスの備えるべき施設として機能訓練施設、それから食堂、事務室、静養室、相談室がございます。また、お風呂は2カ所、トイレも2カ所設置されております。今月に現地確認を行いまして、図面と現地に相違がないことを確認いたしました。そのほか、バリアフリーの確認ですとか危険箇所がないかななどの確認を行いまして、特に大きな問題はございませんでした。

また、管理者に確認しましたところ、消防署の検査も入っております、消防法上の問題もございませんでした。また、防犯対策につきましてはセキュリティシステムを導入しております、安全対策も十分講じられておりました。また、書類審査につきましても人員上等の問題はございませんでした。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

そうすると、これは建物を新築して事業を始めるという形なんですか。

(事務局) ご説明申し上げます。

新築というよりは、今ある建物の中を改修、改築ですね、改修して新たに運営されるという形でございます。

(酒井委員長) そういう意味では地域包括ケアシステムに対応した事業所ということのようですけども、何かご質問等がありますか。

(平野委員) 平野です。

場所の確認ですけれども、これは五日市街道に面していますか。

(事務局) はい。

(平野委員) もとクロネコヤマトさんのいたところですか。

(介護保険係長) はい。そうですね。

(平野委員) 了解です。

(酒井委員長) 小金井公園じゃない。

(山極委員) 小金井公園のちょうど脇です。

(平野委員) 正面入り口の、向かって右側のほうですね。

(山極委員) ラーメン屋さんの隣。

(平野委員) ラーメン屋さんの隣になるんだ。わかりました。

(酒井委員長) ほかに何かご質問はありますか。よろしいですか。

じゃあ、了承を、ありがとうございます。

じゃあ、続きまして花織こがねいと、これは一緒にやっていいんですかね、同じ法人ですよ。

(介護保険係長) はい。

(酒井委員長) じゃあ、花織こがねいと花物語こがねいについては一緒の、同時に説明をお願いいたします。31ページから。

(事務局) 介護保険係長でございます。

それでは、花織こがねい、それから花物語こがねいナーシングについてでございます。看護小規模多機能型居宅介護につきましては31ページから、認知症対応型共同生活介護につきましては41ページからとなっております。

なお、こちらの指定につきましては、先ほどの会議でも申し上げましたとおり一括の建物となっておりますので、一括して説明させていただきます。

所在地につきましては小金井市貫井北町2丁目6番25号で、にし包括支援センターの近くになります。

運営法人につきましては株式会社日本アメニティライフ協会で、こちらの法人は平成8年4月に認知症対応型共同生活介護施設を開設して以来、事業の拡大を続けまして、平成28年2月1日現在では、介護保険事業所については有料老人ホームが6カ所、認知症対応型共同生活介護施設が33カ所、小規模多機能型居宅介護が5カ所、それから看護小規模多機能型事業所が5カ所、通所介護が13カ所となっております。介護保険事業以外ではサービス付き高齢者向住宅が6カ所、住宅型有料老人ホームは15カ所となっております。いずれの事業所につきましても神奈川県を中心に多数展開しており、都内でも数カ所実績がございます。

ここで、公募の実施から本日の指定までの件について改めてご報告させていただきます。本市では平成28年1月15日から平成28年2月15日までの期間で、第6期介護保険事業計画において実施する認知症対応型共同生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設に係る公募を実施したところでございます。その結果、今回指定申請を行いました株式会社日本アメニティライフ協会、1件の応募がございまして、平成28年3月開催の本委員会において正式に事業者が決定されたところでございます。平成29年2月に建物が竣工しまして、来月、4月正式に事業開始予定となったところでござい

ます。

名称は、看護小規模多機能型居宅介護については花織こがねい、認知症対応型共同生活介護につきまして花物語こがねいナーシングという名称になります。

サービス内容につきまして、概略を再度に説明させていただきます。まず認知症対応型共同生活介護施設につきましては、共同生活において認知症に適した介護サービスを提供するものでございます。食事等の家事は原則として利用者と職員が共同で行うことや、地域住民との交流が求められている点に特徴があるところでございます。看護小規模多機能型居宅介護につきましては、在宅の利用者の方に対し、通所サービスを提供しながら、必要に応じて訪問サービスや宿泊サービスを提供するなどさまざまなサービスを組み合わせた柔軟なサービスの提供が特徴でございます。各サービスを別々の事業所のそれぞれの職員から受けるのではなくて、通所サービスも訪問サービスも宿泊の際のケアも全て同一の事業所の職員から受けることとなりまして、利用者と事業所の間にいわゆるなじみの関係を築きやすいというメリットがあるサービスでございます。

49ページと50ページに図面を掲載しておりますので、ごらんください。49ページは1階部分、50ページにつきましては2階部分となっております。今回指定のありました事業所の定員は、認知症対応型共同生活介護が2ユニットで合計18人、看護小規模多機能型居宅介護事業所が宿泊定員9人、通所定員18人となっております。1階は東側に認知症対応型共同生活介護の1ユニット分の居室9部屋がございまして、西側には看護小規模多機能型居宅介護の部分がございます。2階部分についてでございますが、同じく東側に2ユニット目の認知症対応型共同生活介護の居室が9部屋、西側に看護小規模多機能型居宅介護の宿泊室9部屋がございます。

今月に現地調査を行いまして、図面と現場に相違がないことを確認いたしました。また、設備基準につきましては運営基準を満たしてございまして、スプリンクラーや火災報知器、消火器等の防災関係設備も確認したところでございます。

こちらの事業所につきましても、今後における地域包括ケアシステムの確立に向けて地域の大きな社会資源の1つとしての機能が期待されるというこ

とを事務局として考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、このアメニティライフ協会の2件につきまして、ご意見等があればと思います。

ちなみに看護小規模は小金井市では初めてですね。通常の小規模多機能は、今幾つでしたっけ。

(事務局) 2カ所でございます。

(酒井委員長) 2カ所ですね。じゃあ、3カ所目がこの看護のやつですね。

(事務局) はい。

(酒井委員長) あとグループホームは6カ所目ですね。結構多いですよ、そんな感じがしますけども。

それでは、皆さんのほうから何かご質問とか。新井さん。

(新井委員) 細かいところで恐縮なんですけど、アメニティライフ協会の苦情処理のところは15条にあるんですけど、苦情には適切に措置を講ずるとだけ書いてあって、例えばその前のラルゴさんとかだと苦情は記録して2年間保存すると書いてあるんですが、これは保存もしなければ記録もしないという状態なのでしょうか。

(事務局) ご説明申し上げます。それについては、もともと今回の書類には添付していないんですけれども、事業所から苦情に対応するための方策という別個で書類をいただいております。そこにはちゃんと苦情に対応するという旨が記載されてございます。苦情の担当者の名前と、それから苦情の流れですね、誰が受け付けて、その後、それがだめだったら国保連が対応するとか、その辺の記録についても一定記載がされてございました。

(新井委員) それで保存するということですか。

(事務局) そうです。

(新井委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) ちょっと伺いたいんですが、一般的に福祉サービスをやっていると第三者委員が苦情に対応して、各法人さんで第三者委員さんを選んで、サービスの事業者さんは第三者委員にも話を持っていけるというシステムをとらなきゃいけないのか、それはよくわからないんですけど、この辺では介護

保険の業界というのはどうなっているんですか、第三者委員の問題。

(事務局) 介護保険では第三者委員会を絶対設けなければいけないというものではなくて。

(酒井委員長) できる規定ですか。

(事務局) そうです。そのかわり、必ず国保連というところがございまして、どうしても当事者同士で解決できない場合には国保連に持っていきなり、あるいは苦情の申立て先として自治体、我々のほうに申し立てていただけるように制度としてなっております。

(酒井委員長) わかりました。今のでよろしいですね。

(山極委員) 質問していいですか。

(酒井委員長) どうぞ、山極委員。

(山極委員) 山極です。

看護小規模多機能型というのは私もよくわからなくて質問するんですけど、運営方針のところの2番のところに。

(酒井委員長) 何ページになりますかね。

(山極委員) 33ページです。

(酒井委員長) 33ページ、はい。

(山極委員) 2条の2のところですけど、「事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする」とあって、左側の指定の記載事項のところの一番下に協力医療機関というのがあるんですが、看護的なニーズのある方をお世話していて、例えば医療ニーズが高じたときは、この協力医療機関のほうに受診ないし入院できるというような意味合いでこれは書かれているのでしょうか。

(酒井委員長) いかがですか、事務局。

(事務局) おっしゃるとおりです。何かあったときに、例えば急な受け入れに対応してくれるとかそういった協定書を結んでございまして、そちらについても確認しております。

(山極委員) その協力医療機関と提携するということについては、やっぱり設置の規定上、その条件となっているのでしょうか。

(事務局) 運営基準上に協力医療機関を設けることという規定がございます。

(山極委員) そうなんですね。それは医療機関だけで。

(事務局) 医療機関と、あと歯科医療機関はできる規定で。

(山極委員) ああ、歯科ができる規定。

(事務局) 医療機関は必須です。

(山極委員) 必須なんですね、ありがとうございました。

(酒井委員長) 多分これは、青葉会一橋病院というのは横浜にある病院ですか、違いますか。小平市、すみません。小平市のほうですか。一橋だから。青葉を見ちゃった。じゃあ、ちゃんと一応きちんと地元の医療機関と協定を結んでいるということですね、失礼いたしました。

どうぞ、亘理委員。

(亘理委員) 33ページの運営の方針の「家庭的な環境と地域住民との交流の下で」というようなことが書いてあるんですが、こちらの建物がだんだんできていながら、整備されていながら全然説明会がなくて、ほんとうに説明会が遅いと地元の方たちがかかりおっしゃっておいりましたので、これからは地域交流に目を向けていっていただきたいなと思います。

(酒井委員長) 結果的には説明会のようなものはなかったんですか。

(亘理委員) 最近あったようです。

(酒井委員長) ああ、そうですか。

(亘理委員) 最近って、もう少し前。

(酒井委員長) ああ、でも多分建物がほとんどもう進行された状態。

(亘理委員) 何かできるっていうことは聞いているけれども、全然説明会がないわっていうことはちらっと聞きました。

(酒井委員長) 特に小規模多機能は地域とのかかわりがないと、わりかしと地元密着、それこそ地域密着型の典型例の事業所ですから、そこはやっぱり事務局からもそれぞれの法人さんにそういう話を、委員会からも出ていたということをお伝えください。

(山極委員) 実際あれですか、神奈川のほうが主体になって展開してきている事業所で、しかもかなりのスピードで短期間でここまで事業を拡大してきているところですけども、そのやり方、進め方というのが今の亘理委員の説明というか、やっぱりちょっと無理が少しあるようなところもあったりして、今後地域とのつながりというか、そういうものというのは実際どんなふ

うに連携できる、関係性をつくれる、つくっていくのかなというのはいちよつと不明瞭な感じがするんですけど、そのあたりは、行政のほうは大体見通しというのはいらっしゃるんですか。

(事務局) 見通しについては、まだそこまで詳細には聞いていないですけども、一応市としては運営推進会議というものがございまして、そちらの会議にも顔を出しまして、その中で地域とのかかわりがどうなっているのかというところは適宜確認をとっていきたいと思っています。以上です。

(亘理委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) どうぞ。

(平野委員) ちょっと確認なんですけれども、それぞれの機関で運営規定というのが全て載っているんですが、例えば前回、去年の10月にも質問したんですけども確認ですが、問題になる非常時と個人情報の管理について、必ずしも運営規定に掲載していなくても、申請書類に事故防止と安全対策等書類を提出していればこちらの運営規定には書かなくてもいいという理解でよろしいのでしょうか。

(酒井委員長) 運営規定以外にも必要な諸規定は、ここには資料が出ていないけれどもちゃんと確認されているのかということですね。

(平野委員) それでよろしいんですか。例えばデイサービス4ひきのねこでは、非常時の対応は載っているんですけども個人情報は載っていないと。そうすると、片一方の申請の用紙の中にはもう載っているからここには記載しなくてもいいという理解でよろしいですか。

(介護保険係長) はい。

(平野委員) わかりました。

(酒井委員長) これ、小規模多機能の32ページの食事のところを見ると、1日そこで食べると1,700円、おやつを入れると、これはノーマルな金額ですか、随分高いなと思って。これは自腹ですよ、ここは。食費負担が1カ月で五万何ぼですよ、そんなもんですか。特養って、これは取らないですよ。

(山極委員) まあ、あれじゃないですか、通いの人と泊まりの人とばらばらですから、泊まりで連泊するというか、特養のように1日もずっとそこにいてという想定では必ずしもないので、費用はどっちかというとならざるを得ないんじゃないでしょうか。

(酒井委員長) 小規模多機能だからずっと泊まるということじゃないですね。それは想定してないんだよね、長期の連泊というか、それは一般的には。

(事務局) 事務局よりお答えいたします。先日、こういう小規模多機能のお問い合わせで、今山極委員がおっしゃったとおりそもそも連泊をしたり、ずっとその場にとどまるというよりは、小規模多機能、看護小規模多機能のそもそもの主たるサービスは通いのサービスですので、昼食だったりおやつというのとはかかってくるかなとは思いますが、朝食、夕食というのはお泊まりのサービスをどうしても何か理由があってお使いになるときに発生する費用かなと思ひまして、やはりそういう緊急の理由があつて連泊したときに結構自己負担が大きくなってしまったというようなお問い合わせ、別の小規模多機能のサービスについてもそうなんですが、やはり同じような毎日、毎日朝食、夕食を用意するものではないといった考えで事業運営をされているかと思ひますので、利用するときには少し費用が大きくなってしまつていふのかなといふのと、それを承知でお泊まりを使つていただくといふところで契約をされているんじゃないかなと思ひます。

以上です。

(酒井委員長) わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。じゃあ、よろしいですか。

それでは、第3番と第4番目についても了承していきたいと思ひます。

ほかには、皆さんのほうから何かありますでしょうか、あるいは事務局のほうからも。

(介護保険係長) すみません、事務局より1点、次回の日程の関係でございます。次回はちょっと先でございますが7月を予定しています。また日程等が決まりましたら別途ご案内をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(酒井委員長) じゃあ、一応次回は7月が予定されている、密着型のほうが。それまでに全体会とかはないんですか。

(介護保険係長) 全体会のほうは6月下旬とか7月ごろの予定で日程は、別途ご連絡させていただきます。

(酒井委員長) わかりました。あと皆さんのほうから何か報告とかあります

でしょうか。よろしいですか。

それでは、長い時間お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

閉 会 午後 4 時15分